

		新		旧	
<p>(維持保全)</p> <p>第十一条の五 法第八条第二項第二号の規定により指定する建築物は、階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超える事務所とする。</p> <p>(建築物についての定期報告等)</p> <p>第十二条 法第十二条第一項の規定により指定する特定建築物は、次の表の(あ)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の規模が同表の(い)欄に該当するものとする。</p>					
(一)	区分	(あ) 用途	(い) 規模	(あ) 用途	(い) 規模
		劇場、映画館又は演芸場	三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの又は主階が一階にないもの		
(二)	区分	(あ) 用途	(い) 規模	(あ) 用途	(い) 規模
		観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂又は集会場	三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの		
(三)	区分	(あ) 用途	(い) 規模	(あ) 用途	(い) 規模
		児童福祉施設等(定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件(平成二十八年国土交通省告示第二百四十号。以下この表において「告示」という。))第一項第四号に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物(告示第一第二項第一号、第四号及び第五号に掲げる用途に供する建築物を除	地階を当該用途に供し、かつ、各階における当該用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの(地階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のものを除く。)、二階における当該用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの又は三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを	児童福祉施設等(定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件(平成二十八年国土交通省告示第二百四十号。以下この表において「告示」という。))第一項第四号に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物(告示第一第二項第一号、第四号及び第五号に掲げる用途に供する建築物を除	地階若しくは三階以上の階を当該用途に供するもの(地階及び三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ百平方メートル以下のものを除く。))又は当該用途に供する二階の部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの

	く。( )を除く。)	超えるもの
(四)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は前号の児童福祉施設等以外の児童福祉施設等	三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
(五)	旅館又はホテル	三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
(六)	共同住宅及び寄宿舎（サービスクラス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十三年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）	三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
(七)	下宿並びに共同住宅及び寄宿舎（サービスクラス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものを除く。）	三階以上の階を当該用途に供し、かつ、当該用途に供する部分の床面積が千平方メートル以上のもの
(八)	学校又は体育館（学校に付属するものに限る。）	三階以上の階を当該用途に供し、又は当該用途に供する部分の床面積が二千平方メートル以上のもの
(九)	博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又は	三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル

	く。( )を除く。)	
(三)	学校又は体育館（学校に付属するものに限る。）	三階以上の階を当該用途に供し、又は当該用途に供する部分の床面積が二千平方メートル以上のもの
(二)	下宿、共同住宅（サービスクラス付き高齢者向け住宅を除く。）又は寄宿舎（サービスクラス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームを除く。）	三階以上の階を当該用途に供し、かつ、当該用途に供する部分の床面積が千平方メートル以上のもの

	はスポーツの練習場	ルを超えるもの
(十)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以下のものを除く。）	三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
(十一)	事務所	当該用途に供する建築物のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの
2	前項に規定する建築物についての法第十二条第一項の規定による定期の報告は、前項の表の(一)の項から(十)の項までに掲げる建築物に係るものにあつては昭和五十四年九月三十日を始期とし、同表の(十一)の項に掲げる建築物に係るものにあつては昭和五十九年九月三十日を始期として、その後三年を経過する年ごとに、その年の九月三十日までに行わなければならない。	
3	(略)	
4	建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号。以下「告示」という。）第三の規定により適用しないこととする定期調査の項目は、第一項の表の(六)の項、(七)の項及び(十一)の項に係る用途の建築物にあつては、告示第一別表一の部、四の部、五の部及び六の部(一)の項から(五)の項までとする。	
5	(略)	

(特定建築設備等についての定期報告等)  
第十三条 法第十二条第三項（法第八十八条第一項で準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。  
一 法第六条第一項第一号に掲げる建築物で政令第十六条に掲げるもの並びに前条第一項の表に掲げる建築物（同表の(六)の項、(七)の項及び(十一)の項に掲げるものを除く。）に設けた換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置（法第二十八条第二項ただし書又は同条第三項の規定により設けた換気設備並びに法第三十五条の規定により設けた排煙設備及び非常用の照明装置に限る。）（以下「換気設備等」という。）

(四)	事務所その他これに類するもの	その用途に供する部分の階数が五以上で、かつ、当該用途に供する部分の床面積が千平方メートルを超えるもの
2	前項に規定する建築物についての法第十二条第一項の規定による定期の報告は、前項の表の(一)の項から(三)の項までに掲げる建築物に係るものにあつては昭和五十四年九月三十日を始期とし、同表の(四)の項に掲げる建築物に係るものにあつては昭和五十九年九月三十日を始期として、その後三年を経過する年ごとに、その年の九月三十日までに行わなければならない。	
3	(略)	
4	建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号。以下「告示」という。）第三の規定により適用しないこととする定期調査の項目は、第一項の表の(二)の項及び(四)の項に係る用途の建築物にあつては、告示第一別表一の部、四の部、五の部及び六の部(一)の項から(五)の項までとする。	
5	(略)	

(特定建築設備等についての定期報告等)  
第十三条 法第十二条第三項（法第八十八条第一項で準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。  
一 法第六条第一項第一号に掲げる建築物で政令第十六条に掲げるもの並びに前条第一項の表に掲げる建築物（同表の(二)の項及び(四)の項に掲げるものを除く。）に設けた換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置（法第二十八条第二項ただし書又は同条第三項の規定により設けた換気設備並びに法第三十五条の規定により設けた排煙設備及び非常用の照明装置に限る。）（以下「換気設備等」という。）

二 (略)  
2から4まで (略)

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

二 (略)  
2から4まで (略)